

# 国スポ関係事故対応について

## 1 国スポ関係補償制度について

### (1) 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度（日本スポーツ協会）

※配布資料「国民スポーツ大会参加者傷害補償制度 2024 年度版」参照

対象期間	対象者	内容
ブロック大会参加中	選手団名簿に記載された者	次ページのとおり
本大会参加中		
結団式・解団式		

<手続き>

- ・競技団体が、千葉県スポーツ協会に、選考会議当日に、選手・監督一人当たり1,000円を支払う。千葉県スポーツ協会はまとめて申し込む。
- ・チーム監督または引率責任者、競技会の運営責任者のいずれかの者が、事故発生後20日以内に国スポ事故報告書を千葉県スポーツ協会あてに提出する。千葉県スポーツ協会担当者が日本スポーツ協会に手続きをする。

### (2) 国スポ関係傷害見舞金制度（千葉県スポーツ協会）

対象期間	対象者	内容
県スポ二部	選手・監督・競技役員等	死亡・入院
ブロック大会	県選手団	
本大会		
県競技団体主催強化練習会	指導者・選手	

<手続き>

- ・申し込みは必要なし。(1)の還元金による。
- ・実施事業の責任者は、速やかに県スポーツ協会事務局に報告する。医師の診断書を添えて、別紙様式による傷害事故報告書を千葉県スポーツ協会理事長あてに提出する。
- ・給付を受けた日から10日以内に受領書を提出する。

## 2 留意点

- (1) 県スポ二部では総則にて、参加者は各自でスポーツ傷害保険に入り、競技団体は申し込みの際に加入状況を確認するとしている。また、競技団体が、競技役員の傷害保険に対応するとしている。
- (2) 上記制度でカバーされない部分の保険について、競技団体で対応することが望ましい。 ※配布資料「スポーツ安全保険のあらまし」参照